

# 辰野町辰野水処理センター化学物質管理計画

組 織 名 : 辰野町建設水道課

下水処理場名 : 辰野水処理センター

## (目次)

1	化学物質管理の方針	2
2	管理の目標	2
3	組織体制	2
4	緊急時の連絡体制	3
5	取組事項	3
	(1) モニタリング	3
	(2) PRTR 届出	3
	(3) 使用薬品の取扱 (MSDS の提供)	3
	(4) 事故等への対応	4
	(5) 教育、訓練の実施	4
	(6) リスクコミュニケーション	4
6	管理状況の評価と段階的対応の拡大	4

項 目	年 月 日	版番号
改 正	平成 29 年 5 月 11 日	Rev2
改 正	平成 27 年 3 月 17 日	Rev1
制 定	平成 19 年 6 月 21 日	Rev0

### 1 化学物質管理の方針

辰野町長(下水道管理者)は、「下水道における化学物質リスク管理」の一環として、化学物質管理の方針を次のように定め、下水道から環境への指定化学物質等の排出抑制に努める。

- (1) 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- (3) 下水道法に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションに心がける。
- (4) 上記(1)から(3)の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

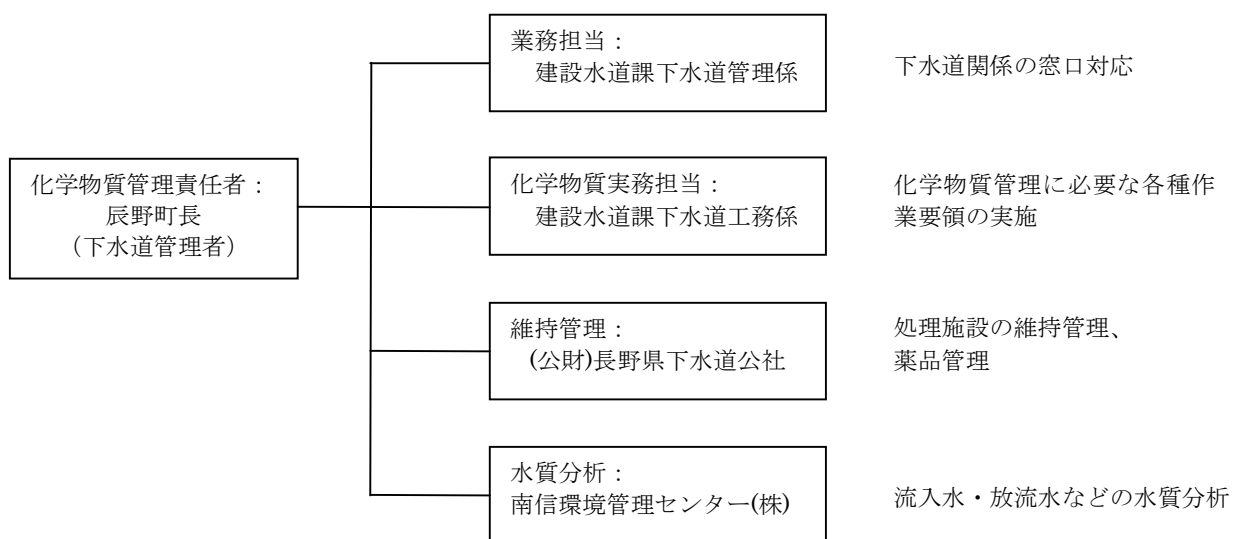
### 2 管理の目標

化学物質管理方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次のとおりとする。

- (1) 放流水質の測定回数は、排水基準を超えるおそれのない物質については、年2回とし、排水基準を超えるおそれのある物質については、その程度に応じて最大で年24回実施する。尚、ダイオキシン類については、該当する特定事業所が接続した場合に測定する。
- (2) 下水道のPRTR届出対象である30物質(ダイオキシン類を除く)について、流入水についても年2回の頻度で含有濃度を測定する。

### 3 組織体制(主管:建設水道課)

組織体制を次のとおり定める。



主な構成員の役割は、次のとおりとする。

(1) 化学物質管理責任者：辰野町長

ア. 下水道事業における化学物質管理に対して、総括的な実施責任と権限を持つ。

イ. 関係行政機関との連携を図る。

ウ. 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションを行う。

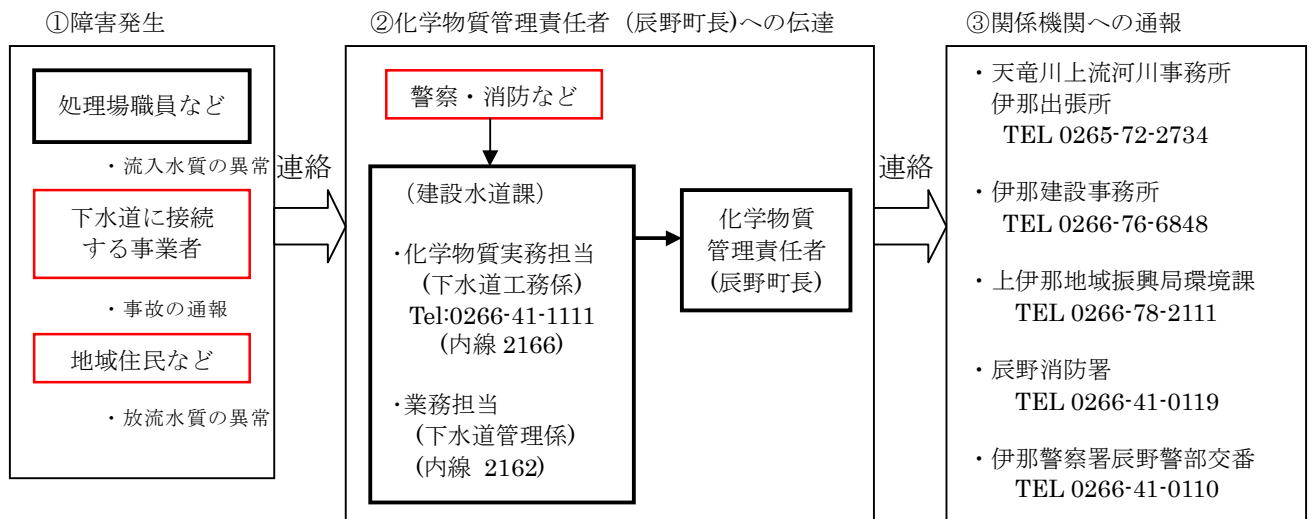
エ. 下水道事業に関わるすべての職員などに対して、教育・訓練を実施する。

(2) 化学物質実務担当：下水道工務係

ア. 作業要領に関わる各種作業（モニタリング、PRTR 届出、使用薬品の取扱、事故等への対応など）を実施する。

イ. 化学物質管理における問題点・課題などを、化学物質管理責任者に報告する。

#### 4 緊急時の連絡体制



#### 5 取組事項

(1) モニタリング（水質測定）

モニタリングの実施にあたっては辰野町長（下水道管理者）が測定頻度を定め、化学物質実務担当は委託業者に対して試料の採取方法、分析方法、定量下限値を確認する。

測定項目については、下水道法水質測定項目（30項目）である。

なお、下水道独自の対応として、年2回の頻度で流入水のモニタリングを実施する。

(2) PRTR 届出

ア. PRTR 届出は、年間の平均水質に基づき算出し、毎年期限までに届け出なければならない。

イ. 年間平均水質に年間放流量を乗じることで、年間排出量を算出する。

$$\text{年間排出量(kg/年)} = \text{年間平均水質(mg/l)} \times \text{年間放流量(千 m}^3\text{/年)}$$

(3) 使用薬品の取扱（MSDS の提供）

ア. 下水処理場で使用している薬品については、使用薬品に添付されている MSDS（Material

Safety Data Sheets：化学物質等安全性データシート）を用いて、使用薬品に含有される指定化学物質の取扱量を把握する。

イ．1年間に取り扱う第一種指定化学物質の量が1トン以上（特定第一種指定化学物質については0.5トン以上）の物質については、PRTR届出を行わなければならない。

ウ．使用薬品の管理は、委託業者に依頼する。

#### （4）事故等への対応

ア．「緊急時の連絡体制」を活用し、事故等の早期発見に努める。

イ．処理区域内の特定事業場と特定事業場が取り扱う化学物質を明確にするとともに、特定事業場に対して事故が発生した場合の応急措置と届出を義務づける。

ウ．発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては、関連部局（住民税務課生活環境係、消防署、必要に応じ総務課危機管理係）などと連携する。

#### （5）教育、訓練の実施

ア．教育・訓練の対象者

すべての下水処理場職員及び維持管理業務委託先

イ．教育・訓練の内容

（ア） PRTR 制度の概要

（イ） 化学物質のモニタリングと排出量の算出

（ウ） MSDS の利用

（エ） 事故等への対応

（オ） リスクコミュニケーションへの対応

ウ．教育・訓練の時期

処理場職員及び維持管理業務委託先に対して、年1回実施する。

#### （6）リスクコミュニケーション

ア．町のホームページ等を活用し、住民への情報提供を行う。

イ．職員が化学物質管理状況を把握し、問い合わせ対応を行う。

ウ．必要に応じて関連部局（住民税務課生活環境係）などと連携し、リスクコミュニケーションを実施する。

### 6 管理状況の評価と段階的対応

（1）PDCA サイクル（計画策定－実施－点検－見直し）に配慮して計画を進める。

（2）計画の推進にあたっては、地域住民や事業者の計画に対する理解が必要であり、そのため住民への情報提供を行う。

（3）計画を推進するにあたって必要な各種管理対策（設備点検等の実施、廃棄物の管理など）を積極的に実施する。